

民主化の基盤を破壊した香港「愛国者統治」

二〇二〇年の香港国家安全維持法制定・施行以来、香港では民主化運動指導者・参加者の大量逮捕が続いた。その後も運動の基盤の解体が進み、民主派団体の解散、指導者・幹部の逮捕が相次いでいる。香港の統治は、民主派は、いまどうなっているのか。

東京外国語大学准教授

倉田明子

くらた あきこ 東京大学卒、同大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程修了、博士(学術)。専門は中国・香港近現代史。著書に『中国近代開港場とキリスト教』、編著書に『香港危機の深層』など。

二〇一九年の後半、香港は激しい反政府抗議活動に揺れていた。二〇年に入り、新型コロナウイルス肺炎流行の影響が香港にも及ぶと、街頭での抗議活動はいったん沈静化する。そこに現れたのが「香港国家安全維持法(国安法)」

の制定と施行である。全人代が制定し、六月三〇日の深夜に施行されたこの法律は、「国家分裂」や「政権の転覆」、「テロ活動」、そして「外国勢力との結託」を罪と定め、最高刑を終身刑とするが、個々の条文にはあいまいさが残されており、香港市民を自己検閲や忖度へと向かわせている。この国安法の圧力のもとで、香港政府はさまざまな制度の

改変も進めてきた。政治面から見れば、香港社会はここ一年半ほどの間に激変を遂げている。

筆者はこの間の香港社会の政治的な変化を、香港政府(および中国政府)の意図という観点から、①過去の抗議活動に対する清算、②将来的な「愛国者統治」に向けた制度整備、③民主派の基盤の破壊、という三つに整理することができる。

逮捕・起訴は「過去の清算」

この動きは、一つには主に二〇一九年の抗議活動に参加

した人々に対する逮捕、起訴、そして裁判を通して進められてきた。逮捕と起訴は一九九九年の抗議活動が継続している時期から始まっていることで、当時から大規模に行われてきたものであるが、逮捕者は今年に入ってから増え続けている。報道によれば、六月の時点で一九九九年の抗議活動に関わる逮捕者は一万二六〇人にのぼり、そのうち二六〇八人がすでに起訴された。今まで起訴されたうちの七五〇人は暴動罪での起訴である。

これらの数値からは、必ずしも起訴の見込みがなくても香港警察が逮捕に踏み切っている事実が相当数あること、起訴案件に占める暴動罪の割合が三割近いことがわかる。市民への脅しとして、また武力を伴う抗議活動を行った「勇武派」一掃のために、香港警察による逮捕と起訴はかなりの効力を発揮してきたと思われる。一方、同じ報道では四月末時点で、起訴案件のうち半数近くに判決が出ており、七一人が有罪、二七七人が謹慎処分（保証金を支払い謹慎することと引き換えに、起訴を取り下げる処分）、起訴取り消しが五人、無罪判決が二四人となっている（オンラインメディア「香港01」六月九日付）。

判決まで至った案件で被告人の二割弱が無罪判決になったということは、香港の三権分立がなお機能していること

の証左と言えるのかもしれない。ただ、全体として判決の整合性が取れていない、という批判もあり、また、違法集会への参加ないし参加の煽動といった罪状に対しては過去の判例に比べて重い量刑が科される傾向も見られる。量刑については、社会の安定のために「威嚇」の意図を込めて重くしたと判決文に明記されるケースも多い。これは一四年の雨傘運動のリーダーたちに対する判決以降に見られるようになった傾向で、量刑の持つ意味自体が変化してきていることを示している。

一方、一九九九年の一連の抗議活動において民主派の活動家たちが呼びかけた平和的なデモに関連して、許可のないデモの開催や参加、参加煽動を理由に名だたる活動家が逮捕、起訴された。特に注目された案件としては、一九九六年二月二日の集会や八月一八日のデモに関わる案件がある。前者では、雨傘運動の学生リーダーでその後政治団体「香港衆志」を結成した黄之鋒や周庭が起訴され、後者では香港市民支援愛国民主運動連合会（通称は支連会、六四天安門事件追悼集会を主宰する団体）主席の李卓人、弁護士で民主党の主席を長年務めた李柱銘といった香港の民主化運動を牽引してきたリーダーたちや、反政府の立場のメディア「蘋果日報（アップル・デیلیー）」の発行元「壹伝媒

（ネクスト・デジタル）」の創業者の黎智英、若手リーダーとしては立法會議員で元民間人権陣線（通称は民陣。七月一日デモの主宰団体）招集人の区諾軒などが起訴された。二〇二〇年に入ってから、許可のない「違法集会」となった六月四日の天安門事件追悼集会や七月一日の政府抗議デモなどに関与したとして、民主派の活動家たちが逮捕、起訴されている。複数の案件で被告人となる活動家も多い。

さらに二〇年六月三〇日の国安法施行後は、国安法違反容疑による民主派の逮捕、起訴も行われるようになった。最初に標的になったのは黎智英と「蘋果日報」である。八月、黎智英と新聞社の幹部、また周庭らが国安法違反容疑で逮捕された。このうち黎智英は一二月に国安法の「外部勢力と結託し国家安全に脅威を与えた罪」で起訴された。今年一月には、前年に民主派が行った立法会選挙の立候補者を決定するための予備選挙が国安法に抵触するとして五五人が一斉逮捕され、二月にこのうちの四七人が国安法の「政権転覆罪」で起訴された。日本の大学院に留学中で一時帰国した翌日に逮捕された区諾軒や、雨傘運動のリーダーで香港大学の副教授だった戴耀廷、黄之鋒、また多くの若手民主活動家が含まれている。これらの国安法案件の審理はまだ進んでいないが、国安法で逮捕された被疑者は保釈し

なくてもよいことになっており、三〇人以上が拘留されたままになっている。黎智英、李卓人、黄之鋒、区諾軒など、国安法での拘留後に国安法以前の案件で判決が出され、実刑判決を受けて服役している人物もいる。また、「蘋果日報」は六月に再び警察の捜索を受け、新聞社と幹部が国安法違反容疑で起訴された。新聞社の資産も凍結され、六月二四日、「蘋果日報」は停刊した。

このように、一九年以來の抗議活動の取り締まりや国安法違反を根拠として、一方では勇武派が、もう一方では民主化運動を担ってきたリーダーたちが大量に逮捕、起訴され、実刑判決を受けてきた。一九年の武力を伴う激しい抗議活動であれ、それまでの平和的な活動であれ、最前線で抗ってきた人々を封じ込めるのが、この間の香港政府や警察の方針であつたと見ることができらるだろう。

民主派を排除し将来的な「安定」を

この間の香港の政治的な動きとしてもう一つ現れたのが、今後の香港政治の場から民主派を排除するシステムを構築することだった。具体的には選挙方法の改変である。香港の選挙制度は非常に複雑なため、以下では要点のみを紹介する（詳細は倉田徹『香港政治危機』を参照されたい）。

香港には主に四つの選挙がある。香港特別行政区のトップを選ぶ行政長官選挙、行政長官選挙の投票者である選挙委員会の構成員を決める選挙、立法府である立法会の議員選挙、そして区議会の議員選挙である。

区議会はもともと、主に地域住民の民生に関わる問題を議論する場であり、香港全体の制度や法律に関わる議論が行われる立法会とは性格を異にする。ただ、区議会選挙はほぼ全ての議席が直接選挙で決まる制度である。一九年一月、抗議活動の最中に実施された区議会選挙には多くの民主派の若者も参戦し、結果は民主派の圧勝であった。これに勢いを得て、民主派は二〇二〇年に実施予定だった立法会選挙で過半数を取り（従来は三分の一強）、二二年実施予定の行政長官選挙にも影響力を及ぼそうとした。また、選挙委員会の構成員は大半が職能別選挙によって選ばれることになっており、親中派が多数を占めるように設計されていたが、それでも前回一七年の行政長官選挙の際の選挙委員会では、一二〇〇人の委員のうちの三二五人が民主派であった。区議会議員や立法会議員も選挙委員会の委員枠を持っており、一九年の区議会では民主派が大勝したことにより、次の選挙委員会では民主派の割合がかなり高まることが見込まれていた。さらに立法会選挙や選挙委員

会選挙で善戦し、民主派の選挙委員を上積みすることができれば、民主派の行政長官を誕生させることはできなくとも、民主派が行政長官選挙においてキャスティングボートを握る可能性が出てきたのである。民主派が二〇年の初めに立法会選挙の予備選挙を行ったのも、こうした見通しがあったからであった。

しかし、香港政府はコロナ対策を理由に二〇年の立法会選挙を今年一二月に延期した。そして三月、中国共産党政府の全人代が香港の選挙制度を改定することを決定し、全人代常務委員会によって選挙制度について定めた「香港基本法」の付属文書が改定された。これに基づき、香港で立法作業が行われ、五月に立法会で可決、成立する。立法会ではそれまでに民主派議員に対する議員資格取り消し処分やそれに対する抗議としての議員辞職が相次ぎ、議会内の民主派はほとんど残っていない状態だった。

ここで行われた選挙制度の改定は、香港の民主化を完全になき者にしたと言ってもよい内容であった。立候補者に対する出馬資格の厳格化や選挙委員会の構成員から推薦を得る必要があるとの条件が加わったことにより、立法会に民主派が立候補できる可能性は極めて低くなった。行政長官については推薦人の条件がさらに厳しくなり、民主派は

もちろん、「中央政府が信頼を置く者以外は親政府であっても出馬はできない」見込みだという。しかも全ての選挙の候補者は立候補した後、新しくつくられる資格審査委員会の審査を受けなければならず、ここでは香港警察による候補者の政府への忠誠を審査した結果が参照される。香港警察や政府の意に沿わない候補者は排除が可能なのである。また選挙委員会と立法会職能別選挙については、従来民主派が優位だった部分への改変が施され、民主派勢力は大きく押さえ込まれる見通しとなった。区議会議員に割り当てられていた枠も全廃された。こうした改変の根底にあるのは、「愛国者による香港統治」を実現させようという

中国政府の強い意志である。この場合の愛国とは共産党を愛することと同義であり、共産党政権に反対する者は、政治の場から排除されることが明確化された。

破壊された民主派の基盤

勇武派や民主派リーダーの逮捕と起訴、選挙制度の改変と平行して起こっていたのが、民主派の民間団体の相次ぐ解散である。二〇二〇年の国安法施行当日に「香港衆志」をはじめとする若者の政治団体が解散していたが、今年に入ってからその動きは加速し、オンラインメディアの「立

場新聞」によれば、一月から九月の間に四九の民間団体が解散した。特に八月から九月にかけて、香港教育專業人員協会（通称は教協）、民陣、そして支連会という主要な民主派の民間団体が次々と解散に追い込まれていった。

教協は一九七三年に設立された、九万五〇〇〇人の会員を擁する教員の労働組合である。民主派団体として政治的発言力も發揮してきた団体で、八五年以来、立法会の職能別選挙の枠の一つである教育界の議席はこの教協のメンバーが占めてきた。しかし今年七月三二日、「人民日報」と新華社が相次いで教協を標的とした批判記事を発表し、教協は「長期にわたって『反中乱港（中国に反対し、香港を乱す）』活動を行ってきた『悪性腫瘍』である」と激しく非難した。これを受けて香港の教育局は即日、教協との協力関係を停止すると発表、八月一〇日、教協はこの危機を乗り越える方策は見つからなかったとして解散を発表し、九月一日に正式に解散した。

二〇〇二年に設立され、毎年の七月一日デモを主宰するなど民主派諸団体のプラットフォームとなってきた民陣は、相次ぐ民主派リーダーの逮捕のなかで、近年の歴代招集人（代表に当たる）が逮捕、起訴されていた。今年四月、民陣は香港警察から政府登録なしに活動を行った「社團条

例」違反の疑いがあるとして活動記録や収支報告などの資料提出を求められたが、違法団体ではないとして応じなかった。しかし八月一〇日、警務処長が親政府メディア「大公報」のインタビューに答える形で、民陣は登録のない違法団体でありながら、近年いくつもの違法の大型デモや集会を組織しており、国安法違反のおそれがあると発言、すると民陣は同一五日に正式に解散を発表した。

これに続く形で支連会も解散を検討し始めた。支連会は一九八九年の北京の民主化運動を支援するために設立され、六四天安門事件の追悼集会を毎年開催してきた団体である。八月二三日、支連会の常務委員会は解散を議決した。二五日、香港警察は国安法に基づいて支連会に資料の提出を求めたが、支連会はこれを拒否、九月八日から九日にかけて支連会の幹部は逮捕され、国家安全法の政権転覆煽動罪で起訴された。二五日、支連会は特別会員大会を開いて解散を議決、一〇月二六日、香港政府は支連会の会社登録を取り消した。

これらの民間団体は、香港の民主化運動を長年にわたって支えてきた運動の基盤とも言える組織である。これらが消失したのみならず、そこに国家安全法も直接関わってきたことは、今後民主派が香港で大規模な集会やデモを開催

できる可能性がほとんどなくなったことを示している。

統制と自主規制が「揃った」香港の未来は

以上述べてきたように、二〇二〇年以降、香港の政治的風景は一変した。人材、組織の面でも制度の面でも、民主派が表立って活動することは、現状ではほぼ不可能になったと言っているだろう。それだけでなく、教育分野では国家安全教育が強化されたり、映画の検閲が厳しくなったり、また図書館が自主的に民主派リーダーたちの著作を撤去するといった「自主規制」も強まっている。他方で、一部報道にもあるように経済や金融の面では今のところ大きな影響は見られず、また必ずしもあらゆる面で中国本土と同じように自由が制限されてしまったわけでもない。変わったものと変わらないものの両方を見ていく必要がある。ただ、一つ言えるのは、香港統治の中心に「愛国」すなわち政権への忠誠が据えられたのは確かであり、「愛国」的でないと政権がみなせば、いつでも取り締まることが可能な社会になった。その影響は長期的かつ広範なものになるだろう。それでもなお、香港で暮らし続ける（続けざるを得ない）無数の人々がいる。彼らの行く末から目を離してはならないと思う。●